

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第19号）（行財政局人事部給与課）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により地方公務員法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和元年12月14日から実施することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(行財政局人事部給与課)